

### 県交通安全 功労表彰

白井榮司さん(宮ノ下)が、小田原交通安全協会温泉支部長として、永年にわたり交通安全と事故防止に尽力された功績が認められ、11月19日、神奈川県交通安全功労者として県知事から表彰されました。



### 県老人クラブ 連合会理事長表彰

町老人クラブ連合会会長の上野治巳さん(湯本)が、市町村老連会長として、永年にわたり老人クラブの育成、指導に努力された功績が認められ、11月19日、県老人クラブ連合会理事長から表彰されました。



### 県西地区の市町と県税事務所による不動産共同公売

滞納となっている税金を整理するため、県西地区の市町と県税事務所が共同で不動産を公売します。差し押さえ中の物件を入札で売却する予定です。入札には、一般の方も参加できます。詳細は、町ホームページに掲載しています。

**入札日時** 2月3日(水)  
13時30分～13時45分

**場所** 小田原合同庁舎2階2G会議室(小田原市荻窪350-1-1)

**「公売物件」**  
**所在** 伊東市川奈字市草13番6の土地  
**見積価格** 58万円  
**公売保証金** 6万円  
**照会先** 税務課(収納係)  
☎8519573

### 平成27年度 はり・きゅう・マッサージ サービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付しています。まだ申請していない方は、ぜひ利用してください。

利用できる治療院など(町が委託する治療院または医療機関の一覧は、サービス券交付時に同封します)。

**対象** 平成28年3月31日(木)までに70歳以上になる方(今年度まだ申請していない方)

**交付枚数** 一人3枚

**有効期限** 平成28年3月31日(木)

**助成額** 一枚につき1,500円

**申込方法** 直接または電話、郵便で申し込んでください。

**申込・照会先** 健康福祉課 ☎8517790 / 〒2501039  
98 箱根町湯本256

**退職金共済制度  
加入奨励補助金**

退職金共済制度に加入している事業所に対し、平成27年後期(7～12月)分の掛け金の補助を行っています。

### 平成28年度から軽自動車税が変わります

自動車に関する税制の見直しに伴い、平成28年度から次のとおり軽自動車税が変更になります。

●**軽自動車税の引き上げ(表1)**  
**対象車両** 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪自動車および小型の二輪自動車  
※現在登録がある車両も含めた全車両が対象です。

(表1)

区分		H27年度まで (現行税率)	H28年度から (新税率)
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪小型	250cc超	4,000円	6,000円

●**新税率の適用(表2)**  
**対象車両** 平成27年4月1日以後に新規登録(新車で取得)した三輪以上の軽自動車(自動車検査証の初度検査年月欄が27年4月以後の車両)  
**適用年度** 28年度課税から  
※平成27年3月31日以前に新規登録(新車で取得)している場合は、現行税率が適用されます。

(表2)

四輪以上		新規登録		新規登録から 13年を経過以後
		H27.3.31以前	H27.4.1以降	
		【現行税率】	【新税率】	【重課税率】
自家	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	4,000円	5,000円	6,000円
営業	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

●**重課税率の適用(表2)**  
環境負荷が小さい軽自動車の普及促進のため、重課税率が適用されます。  
**対象車両** 新規登録(新車で取得)した日から13年を経過した車両  
※動力源または内燃機関の燃料がガソリンと電力の併用、もしくは電気・天然ガス・メタノール・混合メタノールの軽自動車、被けん引自動車を除きます。  
**適用年度** 平成28年度以降

(例)自動車検査証の初度検査年が平成14年以前の車両の場合、平成28年度課税から重課税率が適用されます。  
※中古車の購入をした場合などは、車両取得日ではなく新規登録年月が基準となりますので、注意してください。  
新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月欄」で確認できます。  
**照会先** 税務課  
☎8517750

#### 補助要件

- ・町内で2年以上継続して観光産業関連業を営む中小企業者
- ・町税を完納していること
- ・暴力団または暴力団員でないこと

#### 補助内容

- ・年間利子額の1%
- ・上限5万円
- ・補助期間3年間
- ・受付期間 1月29日(金)まで
- ※平成27年中に支払った利子について申請を受け付けています。

#### 照会先

- 町内金融機関
- 観光課 ☎8517410

### 道路の除雪作業について

3月31日(木)まで、道路の除雪作業を実施しています。作業期間中、安全な道路通行を確保するため、「凍・雪害対策本部」を設置し、町道の除雪作業に万全を期します。安全に作業を行うため、ご協力をお願いします。

なお、迅速に作業を進めるため、交通量の少ない時間帯(深夜)の作業をご理解ください。凍・雪害情報は、町ホームページ内「緊急・防災」にも掲載

### 国道一号箱根湯本道路施設

#### 国重要文化財指定記念碑除幕式が行われました

県が管理する国道一号の函嶺洞門、千歳橋、旭橋の3つの道路施設が、昨年7月8日に国の重要文化財に指定されたことを受け、このことを多くの人に知ってもらい、また、後世に伝えていくことを目的に、記念碑が設置されました。

12月5日、その除幕式が行われ、町長をはじめ多くの関係者が参列しました。



函嶺洞門は、関東大震災により崩れた断崖下に造った鉄筋コンクリート造の落石防護施設であり、旭橋と千歳橋は、軟弱地盤を考慮して基礎への負担を軽減できるタイドアーチ形式を採用した橋です。



◎**間口の雪処理は各家庭で**  
かき寄せられた雪が間口をふさいでしまった場合、間口の雪は各家庭や近所の皆さんで除雪してください。

#### ◎道路に雪を出さない

敷地内の雪は道路に出さず、敷地内に堆積してください。

#### ◎路上駐車はしない

路上駐車は、作業や緊急車両通行の妨げとなります。

#### ◎作業車に近寄らない

水の塊が飛ぶこともあり、危険です。また、作業員に声を掛けることも絶対にやめてください。

#### 照会先

都市整備課  
☎8518600